

消火栓使用についてお願い

消火栓については主に火災時の防災施設として整備しており、原則として緊急以外の使用は認められません。しかしながら本市においては火災を想定した訓練や、その他消火栓を使うことが必要な場合は届出をいただき使用を認めております。ただ、その使用を原因として濁水が発生し、本来の目的である安全で安定した飲料水の供給に支障を来たす場合があります。また水道管破裂の原因となる可能性もあり、周辺住民の皆さんの生活に支障を与えることにもなりかねません。

そこで消火栓の取り扱いについては、下記のとおりご留意いただき、安全で安定した給水の確保にご協力をいただきますようお願いいたします。

1. 必ず事前に消火栓使用届を提出してください。
2. 開閉については極力回数を減らし、急激な操作はしないでください。特に開け始めと閉め際に注意してください。
消火栓を急に開けると配水管内の水の流れが大きく変わるので、赤水の原因になります。また、急に閉めると配管内で水撃(ウォーターハンマー)となり、破裂の原因になります。

消火栓の開け方： 消火栓には空気が溜まっている場合がありますので、空気圧で器具が外れないようしっかりと取り付けられていることを確認し、徐々に水量を増やすように、ゆっくりと開けてください。

消火栓の閉め方： 配管に負担をかけないように水量を徐々に減らし、水流がなくなるまでゆっくり閉めてください。

3. 出水量は極力少なくしてください。(別紙の写真を参照してください。)
出水量が多いと配水管内の流速が早くなり、赤水を発生させます。また、大量に出水すると配管を収縮させたり、空気を発生させることがあり、破裂の原因になります。

水量の目安： 配水管の大きさやその時点の周辺各家庭などの使用状況にもよりますが、末端配水管では別紙写真の5m³を超えると配管内の流速が早くなる可能性がありますので、ご注意ください。

4. **立会人は消火栓使用精通者とします。 例：訓練を修了した消防団経験者など**
5. **道路上の消火栓を使用する場合は、通行車両等に十分注意して事故の無い様に使用してください。また、通行制限を伴う場合については道路管理者と協議してください。**